



豊後大野市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
豊後大野市教育委員会



目 次

01	計画の趣旨	01
02	目標	02
03	計画の期間	02
04	業務量管理・健康確保措置の具体的内容	03~04
05	市教委の進める今後の取組	05
06	豊後大野市教育委員会の目標	06



01 計画の趣旨

計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68条）に基づき、教育職員（以下「教職員」という）の業務量管理と健康確保を推進するため、豊後大野市教育委員会（以下「市教委」という）が策定するものである。現状の課題を踏まえ、働き方改革を実現し、教育の質向上をめざすことを目的とする。

本市の現状

本市では、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、毎年度「豊後大野市立学校働き方改革プラン」を作成し、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に継続的に取り組んでいる。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	平均超勤時間	45時間超割合	80時間超割合
小学校	26時間	11%	1.6%
中学校	28時間56分	16%	1.8%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校11%、中学校16%と多くなっている。授業準備や学級事務などの業務が多岐にわたっており、業務の効率化を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。



02 目標

時間外在校等時間に関する目標

1. 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
2. 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を23時間程度にする

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

1. 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13日】
2. ストレスチェックにおける健康リスク値^{※1}を60以下とする【65】
3. 働き方改革の具体的取組についての肯定的評価^{※2}を40%以上とする【31.7%】

03 計画の期間

令和8年（2026年）～令和11年（2029年）【4年間】

なお、修正は毎年行い、年度初めに確認する。

※1 ストレスチェックの集団分析において、全国平均を100とした指標であり、数値が低いほどストレスが少ない状態を示す。

※2 働き方改革の具体的取組に関するアンケートにおいて、当該取組が改善に資すると感じている教職員（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者）の割合をいう。



04

業務量管理・健康確保措置の具体的内容

学校2学期制の導入に伴う業務改善

令和8年度より学校教育において2学期制を導入する。この制度変更により、学期末業務（成績処理・通知表作成等）の集中を緩和し、教職員の業務負担軽減を図る。併せて、長期休業期間の見直しにより、計画的な研修や休暇取得を促進し、心身の健康確保に資する体制を整える。また、これらの取組については、各機関と協議の上、適宜見直しを行い、より効果的な運用をめざす。

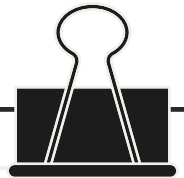
業務の見直しについて

1. 学校・教職員に関する事項

- ①調査・統計等への回答に関する業務
 - 校務支援システムの機能を活用し、市から学校へ発出される各種調査への回答事務の負担を軽減する。
- ②授業準備・学習評価・成績処理等に関する業務
 - 校務支援システムや自動採点技術を活用し、授業準備・採点・成績処理にかかる教職員の事務負担を軽減する。
- ③児童生徒・家庭への対応
 - 児童生徒及び教職員への支援に向けて専門家チームを編成し、定期的な学校訪問を実施しながら、学校と協働して課題解決を図るための支援体制を構築する。
- ④チーム担任制の推進
 - 学級運営において複数教員が協力する「チーム担任制」を導入し、学級事務や児童生徒対応の分担を図ることで、個々の教職員の負担軽減をめざす。
- ⑤電話対応の適正化
 - 教育委員会が市内全校共通の電話対応時間帯を設定し、保護者への周知を図るとともに、各校においても学校通信やウェブサイト等を活用して周知する。
 - 勤務時間外については、市内全校において学校電話を留守番電話に設定できるよう整備を行い、自動応答による対応が可能となるよう努めるものとする。

2. 地域の支援に関する事項

- ①部活動の運営に関する取組
 - 令和8年度上期までに、平日・休日すべての部活動を社会体育へ移行し、地域との連携を進める。
- ②通学路の見守りなど地域との協力
 - 地域学校協働本部などを通じ、保護者や地域住民による通学路での日常的な見守り活動を促進する。



学校における業務効率化・適正化の推進施策

1. 学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 2学期制を導入し、学習期間のまとまりを確保しつつ行事等の分散化を図る。年間を通じて必要な授業時数を安定的に確保し、各学校の教育課程における年間総授業時数および週当たり授業時数を設定する。ただし、年度当初の計画段階において必要な時数の確保を前提とし、標準授業時数を大幅に上回らないよう留意する。
- ② 学校行事、学習活動等の見直し、清掃時間のあり方の見直し、放課後活動時間の勤務時間内での設定など、校時表の工夫を行う。
- ③ デジタル技術を活用して職員会議や研修などの校務を効率化し、校務DXチェックリストに基づく自己点検の達成状況（100%）を維持する。
- ④ 年度初めや夏季休業後において、教職員の業務負担を軽減し、円滑な学校運営を図るため、「Safe Smooth Start（3S）」を実施する。具体的には、始業後一定期間、授業時間の短縮や会議、研修を精選し、児童生徒との関係づくりや学級経営に専念できる環境を整える。

教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

1. 教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ⑤ 年次有給休暇をまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥ 学校における定時退庁日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑦ 教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、厚生活動を通じて職場内の健康保持と福利厚生の実施を図る。
- ⑧ 本計画の実施状況や改善策については、豊後大野市教育委員会に設置する安全衛生委員会において定期的に協議し、教職員代表や医師の意見を反映する。安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき、健康確保措置の実効性を高めるための審議機関として位置づける。
- ⑨ やむを得ず持ち帰る場合は校長の事前承認を必要とする。持ち帰り業務の実態を定期的に把握し、削減に向けた改善策を講じる。



05

市教委の進める今後の取組

学校・管理職への周知と 支援の充実

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。あわせて、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教委からの支援を行う。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会についても協議し、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

勤務実態の把握と 学校への重点支援

市教委において、各学校の勤務状況を確認し、本計画に照らして課題が見られる場合には、聞き取りや指導を行う。特に、長時間在校や業務の持ち帰り、休憩確保が課題となっている学校には、年度内の改善をめざして個別支援を実施する。

具体的には、出退勤データの分析に基づく行事・会議の精選や業務分担の見直しの助言、休憩・年休取得の指導、必要に応じた専門家チームによるメンタル支援、そしてデスクネットの活用促進などを行い、校務の効率化と教職員の負担軽減を図る。

数値・調査に基づく 進捗管理

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し確認する。また、その他の目標については、本県で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

成果と課題の 公表・報告

取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、年間を通じた成果と課題をまとめ、豊後大野市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

保護者・地域との 連携による理解促進

保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携して周知を図るとともに、地域とともにある学校づくりを推進する。



06

豊後大野市教育委員会の目標

1. 月2回、水曜日を市内一斉の定時退庁日として設定し、全教職員の定時退庁を促進する。

【定時退庁達成率100%】

2. 市から学校へ発出される各種調査への回答事務を縮減する。

【縮減率30%以上】

3. 市主催の各種出張について、一部のオンライン化をめざす。

【オンライン実施率30%以上】

4. 市内勤務3年以内の教職員を対象とした研修会を廃止する。

【廃止率60%】

5. 市の研究指定の内容を見直し、縮減する。

【縮減率60%以上】

6. 2か月連続して時間外勤務が80時間を超えた教職員に対し、医師との面談を実施する。

【面談実施率100%】